		純有利子負債			
		純資産			
	平均値（単位：円）	純有利子負債（D_{net0}）			
		純資産（E_0）			
	法定実効税率（T_0）				
事業者	期首値（単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	期末値（単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	平均値（単位：円）	純有利子負債（D_{net}）			
		純資産（E）			
	法定実効税率（T）				

注１　株式会社ＮＴＴドコモ以外の事業者が作成すること。
２　原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。
３　「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２４３号
東京都中野区中央４丁目７―17、商業登記簿上の住所神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目13番９号
債務者　株式会社テクノＧ
代表者代表取締役　坂井　常雄
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細野　義治
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６８号
東京都足立区大谷田４丁目２番14―409号
債務者　株式会社きのくに食堂
代表者代表取締役　岡村　恵一
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　敏勝
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７１号
東京都調布市富士見町２丁目１番地４
債務者　株式会社ダイナミックシステム
代表者代表取締役　足立　正行
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石野　能之
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２号
東京都調布市布田６丁目41番地７
債務者　有限会社ケイ・エス建設
代表者仮代表取締役　池上喜美子
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南原　由記
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４号
東京都江東区南砂１丁目９番22号
債務者　株式会社同文社
代表者代表取締役　戸塚多喜男
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植村　京子
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目10番３号
債務者　株式会社Ｇ－ＳＴＹＬＥ
代表者代表取締役　笈田　　学
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　　律
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号
債務者　有限会社オフィス・ウィングス
代表者代表取締役　小林喜以子
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　貴暁
４　破産債権の届出期間　平成29年３月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部